

平成27年度 第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成27年6月16日(火) 13:30

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 協議事項

- (1) 平成26年度事業報告及び決算の承認について
- (2) 生活交通**確保維持改善**計画(平成28~30年度分)の策定について
- (3) 新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

3. その他

- (1) 年間スケジュールについて

4. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長	新居浜市	副市長	近藤 清孝
				経済部長	寺村 伸治
法第6条第22号	規約第5条第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	専務取締役	門田 正孝
			一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	黒河 敏則
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志
	規約第5条第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	日野 茂
			国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所	副所長	黒木 賢二郎
法第6条第23号	規約第5条第14号		新居浜警察署	交通課長	真鍋 公孝
	規約第5条第15号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	副会長	明石 秀美
			新居浜市女性連合協議会	総務	佐伯 弘子
	規約第5条第16号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	柿木 仁
		監 事	新居浜商工会議所	産業創出課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			愛媛県東予地方局総務企画部	地域政策課長	山本 泰士
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査部門)	藤井 一磨
	首席運輸企画 専門官 (総務企画部門)	久保田 東宏			

事務局

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	高橋 利光
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	安永 亮浩
事業担当・出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	吉岡奈津子

協議事項（１）

平成２６年度事業報告及び決算の承認について

１．平成２６年度事業報告

（１）地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施

・デマンドタクシー運行事業

平成２２年度に作成した（平成２６年３月変更）新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、デマンドタクシーの試験運行を６か月間実施し、１０月からは本格運行に移行した。

また、本格運行への移行を機に、愛称を募集し、「おでかけタクシー」に決定。平成２６年度末現在の利用・登録状況は、別紙のとおりである。

・公共交通機関利用促進事業

国の協働推進事業の補助金を活用して、公共交通ガイドブックの発行、バスの乗り方教室等のモビリティマネジメントを実施、割引体験乗車券の発行及び事業者によるバス停への路線図等の情報掲示を行った。

（２）地域公共交通確保維持改善事業に係る協議

地域公共交通確保改善事業費補助金（地域内フィーダー系統・協働推進事業）の申請に必要な生活交通ネットワーク計画を策定をし、実施事業に対する評価を行った。

（３）その他、人や環境に優しい交通の実現に関する事業

・接遇研修事業

平成２７年１月２２日（木）２３日（金）に、市内公共交通乗務員及び商工会議所会員を対象に、第１回公共交通乗務員等おもてなし研修を実施した。

（４）会議の開催状況

・第１回協議会（平成２６年６月２３日 開催）

平成２５年度事業報告及び決算の承認について

平成２６年度協議会収支予算の補正について

生活交通ネットワーク計画（平成２７～２９年度分）の策定について

・第２回協議会（平成２６年８月２５日 開催）

デマンドタクシー愛称の選定について

接遇研修事業について

デマンドタクシーの本格運行について

・第３回協議会（平成２７年１月２０日 開催）

デマンドタクシーの利用状況等について

平成２６年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

各種事業について

- ・第4回協議会（平成27年3月23日 開催）
 - 平成26年度事業報告について
 - 平成27年度事業計画について
 - 平成27年度収支予算について

別紙

デマンドタクシー利用・登録状況（平成27年3月末現在）

○登録者数（3月末日現在）

上部西エリア 487世帯 771人
 上部東エリア 440世帯 698人
 川東エリア 460世帯 740人 計 1,387世帯 2,209人
 ※男女構成 男性 752人(34.0%) 女性 1,457人(66.0%)
 ※年齢構成 50代まで 249(11.3%) 60代以上 1,960(88.7%)

平成26年度上半期(4月～9月) 計(運行日数 125日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	683人	2,483人	19.9人	1,195台	2.1人
上部東エリア	617人	2,460人	19.7人	1,094台	2.2人
川東エリア	616人	1,738人	13.9人	810台	2.2人
	1,916人	6,681人	53.5人	3,099台	2.2人

※利用者内訳 大人3,634人、大人割引者3,047人
 割引内訳 障がい者割引 本人1,697人・介護167人
 特定疾患割引 本人57人・介護27人
 運転免許自主返納者割引 1,099人
 利用料収入 2,578,750円

平成26年度下半期(10月～3月) 計(運行日数 119日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	771人	2,639人	22.2人	1,211台	2.2人
上部東エリア	698人	2,501人	21.0人	1,108台	2.3人
川東エリア	740人	2,065人	17.4人	861台	2.4人
	2,209人	7,205人	60.8人	3,180台	2.3人

※利用者内訳 大人3,670人、大人割引者3,535人
 割引内訳 障がい者割引 本人2,045人・介護146人
 療育手帳 本人4人 被爆者健康手帳本人6人
 特定疾患割引 本人41人・介護25人
 運転免許自主返納者割引 1,268人
 利用料収入 2,718,750円

平成26年度 計(運行日数 244日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	771人	5,122人	21.0人	2,406台	2.1人
上部東エリア	698人	4,961人	20.3人	2,202台	2.3人
川東エリア	740人	3,803人	15.6人	1,671台	2.3人
	2,209人	13,886人	56.9人	6,279台	2.2人

※利用者内訳 大人7,304人、大人割引者6,582人
 割引内訳 障がい者割引 本人3,742人・介護313人
 養育手帳 本人4人 被爆者健康手帳本人6人
 特定疾患割引 本人98人・介護52人
 運転免許自主返納者割引 2,367人
 利用料収入 5,297,500円

2. 平成26年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	12,169,000	10,110,737	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	689,040	641,239	地域公共交通確保維持改善事業費補助(地域協働推進事業) 640,985 預金利息金利息 254
合 計			12,858,040	10,751,976	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
事務費	事務費	事務費	736,000	543,042	委員出席謝礼 185,000 (4回、@5,000×延べ37人)
					住宅地区他消耗品 112,040 登録証、領収証印刷等 65,772 電話使用料 81,853 郵送料 81,305 愛称募集お礼の品等 17,072
事業費	事業費	事業費	10,133,000	8,803,833	デマンドタクシー運行事業費 運行業務 計 20,262,333 ① ・運行業務 @3,227×6,279台 地域公共交通確保維持改善事業費 補助 6,161,000 ② 利用料収入 5,297,500 ③ 大人@500×7,304人 大人割引者@250×6,582人 ①-②-③=8,803,833
			610,000	122,483	接遇研修事業費 講師謝礼 120,880 消耗品等 1,603
			1,379,040	1,282,618	公共交通機関利用促進事業費 ガイドブック業務委託料 1,075,140 梱包代 135,334 バス借上料等 58,968 割引体験乗車券印刷費 13,176
合 計			12,858,040	10,751,976	

監査報告書

平成26年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成27年5月25日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 柿 木 仁 

〃 矢 野 英 司 

協議事項（２）

生活交通**確保維持改善**計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（平成 28～30 年度分）の策定について

生活交通**確保維持改善**計画（案）

（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

0. 生活交通**確保維持改善**計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（１）目的

新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

（２）必要性

本市は、バス交通の利用できる地域が人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

I. (1) 事業の目標

年 度	目 標
平成 28 年度	利用者数、乗合率、運行率の増加を図り、一日当たりの利用者数 57 人 、一台当たりの利用者数 2.3 人 、運行率 50%以上 を目標とする。
平成 29 年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。
平成 30 年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。

（２）事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通が構築される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 運行エリア（利用対象区域）

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。

(3) 行き先として指定できる施設

- ・交通結節点（バス停留所・駅・港等）
- ・医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
- ・金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
- ・商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店等）
- ・保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校等）
- ・公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日から金曜日まで（土・日曜・祝休日は運休）

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

(5) 利用料金

大人（中学生以上）1回乗車 500円（障がい者等割引者は半額）

小人（小学生以下）1回乗車 250円（障がい者等割引者は半額）

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車。

(7) 運行台数

セダン型タクシー（定員4人） 2台×3エリア

(8) 運行予定者

平成23年1月11日から平成26年9月30日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。以後、運行状況は良好であったことから、平成27年10月以降も、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。

- ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー
- ・上部東エリア 有限会社 光タクシー
- ・上部西エリア 中萩タクシー 有限会社

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
5. 補助の交付をうけようとする補助対象事業者の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー ・上部東エリア 有限会社 光タクシー ・上部西エリア 中萩タクシー有限会社
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
(活性化法定協議会を補助対象事業者としないため、記入不要)
7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
(地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし)
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(車両の取得を行わないため、記載なし)
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(車両の取得を行わないため、記載なし)
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(車両の取得を行わないため、記載なし)
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善計画に係る計画【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(車両の取得を行わないため、記載なし)

14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意
- ・平成22年12月14日 地域公共交通総合連携計画について議論
- ・平成23年 3月24日 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意
- ・平成23年 6月29日 23年10月～24年9月までの運行計画を合意
- ・平成23年 9月20日 23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成24年 3月21日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議
- ・平成24年 3月28日 23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施。
- ・平成24年 6月19日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議
- ・平成24年 6月28日 25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成24年11月20日 26年10月以降の運行について協議
- ・平成25年 3月25日 25年度補助事業に係る事業評価を実施。
- ・平成25年 6月26日 26年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成25年11月11日 25年10月以降のエリア拡大について協議
- ・平成26年 2月20日 26年10月以降の運行について協議
- ・平成26年 3月28日 地域公共交通総合連携計画変更を承認し、26年10月以降の運行計画を合意
- ・平成26年 6月23日 27年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
- ・平成26年 8月25日 愛称の選定及び26年10月以降の本格運行について協議
- ・平成27年 1月20日 26年度補助事業に係る事業評価を実施。
- ・平成27年 3月23日 27年度事業計画等について協議
- ・平成27年 6月16日 28年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定

15. 利用者等の意見の反映状況

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。
※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。
(訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)
- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。
- ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成24年8月、7月末現在の20歳以上の登録者702人及び利用対象地域の単位自治会長58人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成26年1月、平成25年12月末現在の登録世帯990世帯及び20歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象としたアンケートを行い、意見を反映。

16. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	愛媛県東予地方局 建設部建設企画課・総務企画部地域政策課
関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会、愛媛県東予地方局総務企画部（再掲）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

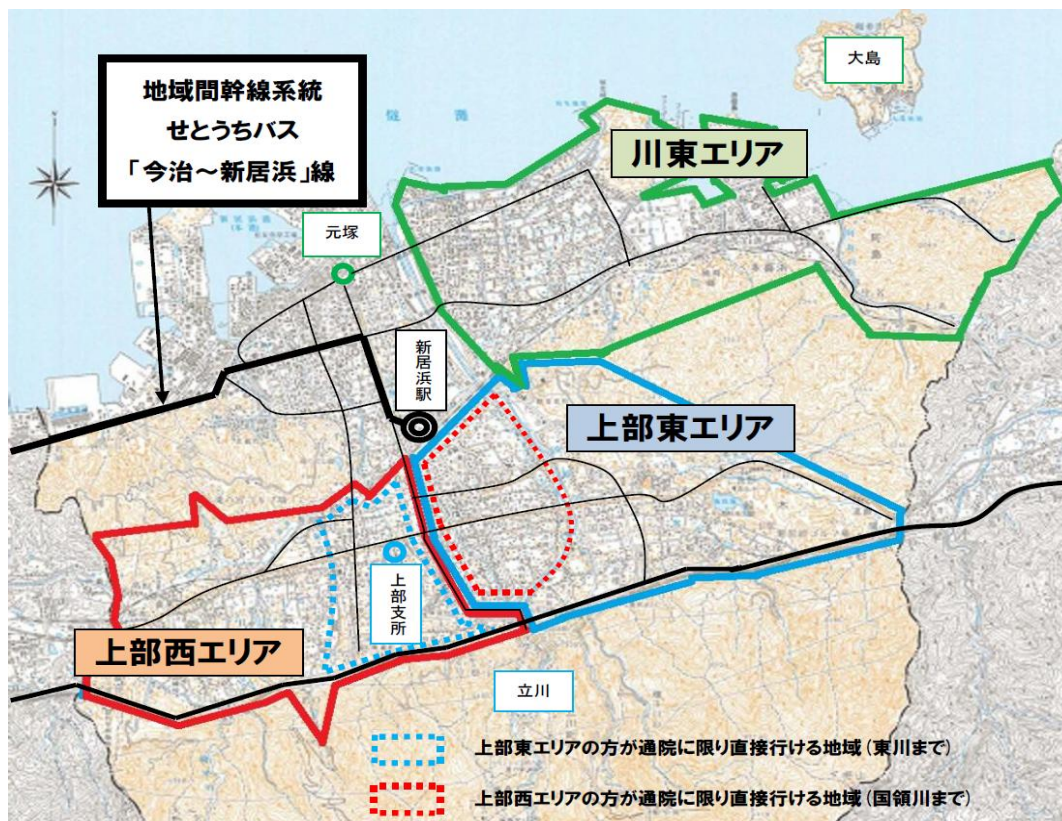
							28年度
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	国庫補助金内定申請額(千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)	
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準で該当する要件 と接続確保策
愛媛県 (新居浜市)	有限会社 東雲タクシー	(1) 川東エリア	地域内フィーダー	3,610.5		①	③
	有限会社 光タクシー	(2) 上部東エリア	地域内フィーダー	3,676.5		①	③
	中鉄タクシー有限公司	(3) 上部西エリア	地域内フィーダー	3,555.5		①	③
		(4)					
		(5)					
		(6)					
合 計				10,842			
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				9,499			9,499 円

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小観点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を支ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区)	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)
運送の 区間	運行エリア 内で行き先 として指定 できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア 外で行き先 として指定 できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西 エリア内の東川以東の病 院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川 以西の病院・指定薬局

**各タクシー事業者作成成分を
添付して国に申請予定**

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名 ▲▲タクシー	年度
-------------	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間	経常収支率	#DIV/0! %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
〇〇		2721円.96銭		#DIV/0!
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提供 時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助ブ ロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入れ 部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗り入 れ部分以外のサービ ス提供時間の比率	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
〇〇	1	△△	■	△△	□□	日	回	1 時間	0 時間	0 時間		0 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		0 時間
	3					日	回	時間	時間	時間		0 時間
	4					日	回	時間	時間	時間		0 時間
合計		系統						1 時間	0 時間	0 時間		0 時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村外 乗入部分以外に 係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのう ちいずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の額: カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カ-ヨ=タ	タ×ワ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
〇〇	1	円		円	円				
	2	円		円	円				
	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0 千円	千円	0 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
#REF!	1	円																			
	2	円																			
	3	円																			
	4	円																			
合計		0 円	#REF! 円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6（附則第3条の適用を受ける事業者には別表28）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（ワ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）+（1日あたり平均待機時間）÷1日あたり運行回数】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ス）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新居浜市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	32,497
交通不便地域	430

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
173	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
257	大島	離島振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
32,497人	$32,497人 \times 200円 + 300万$	9,499千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

協議事項（3）

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 この協議会は、新居浜市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所の位置）

第2条 協議会の事務所は、新居浜市一宮町一丁目5番1号新居浜市役所内に置く。

（目的）

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うほか、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の変更及び実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 連携計画形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- （2） 連携計画形成計画の実施に係る連絡調整必要な協議に関すること。
- （3） 連携計画の変更及び実施に係る連絡調整に関すること。
- （4） 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （5） 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （6-4） 前3-5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第5条 協議会は次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1） 新居浜市長が指名する者
- （2） 関係する公共交通事業者等の代表
- （3） 道路管理者が指名する者
- （4） 公安委員会の長が指名する者
- （5） 各種市民団体等の代表
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1人
- （2） 副会長 1人
- （3） 監 事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長は、新居浜市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第5条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

4 会議は、原則として公開するものとし、その手続きは、新居浜市の例により行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の承認事項)

第9条 次の掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第4条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第10条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第11条 協議会は、第4条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、新居浜市運輸担当課所内に事務局を置く。

2 事務局長は、新居浜市運輸担当課所長をもって充て、事務局員は、同課所の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第7条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第18条 協議会は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することかできる。

(協議会が解散した場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成22年11月9日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設立された日の属する年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、設立された日から平成23年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成24年6月19日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成27年6月16日から施行する。

その他（１）

年間スケジュールについて

平成27年度の会議開催は、4回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

年	月	会 議	事 業		
			デマンドタクシー運行 事業	接遇研修事業	公共交通機関利 用促進事業
H27	4				
	5				
	6	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回会議 ・ 26年度事業報告及び決算の承認 ・ 生活交通確保維持改善計画の策定について ・ 新居浜市地域公共交通活性化協議会規約の改正について 			
	7				
	8		○リーフレットの リニューアル (印刷)		
	9	● 第2回会議		○講師選定	○バスの乗り方 教室（予定）
	10		○登録者アンケ ート調査実施		○バスの乗り方 教室（予定）
	11		○登録者アンケ ート分析 ↑ ↓		○エコ通勤優良 事業所認証制度 の説明会（予定） (愛媛運輸支局)
H28	1	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回会議 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る評価 		○第2回公共交 通機関乗務員の 接遇研修（連続 2日）	
	2				
	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回会議 ・ 28年度事業計画及び 予算の決定 ほか 			

※老人クラブ等を対象とした公共交通機関利用促進（バスの乗り方等）及びデマンドタクシーの出前講座については、随時実施予定

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画及び離島航路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（中略）

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であつて、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

(中略)

4 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(生活交通確保維持改善計画)

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）

の概要及び運送予定者

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）

2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。

①平成 27 年 1 月 20 日第 3 回協議会での要望事項

路線バスについては、どこからどのように乗車したらいいのかわからないといったことがあり、これは県への要望だが、愛媛県下でバス系統ごとに番号をふれば乗り手にとっては大変わかりやすいのではないかと思う。是非、県主導でお願いしたい。

情報提供は大変重要であると考えているが、まずは、事業者の方で十分にこの内容についてご協議いただき、東予地域・県全体の状況を踏まえた上でご要望があがれば、その段階で県として検討をさせていただきたいと考えている。

②平成 27 年 3 月 23 日第 4 回協議会での質問事項

一般には聞き慣れない言葉であるので、モビリティマネジメントの解説をお願いしたい。

モビリティ・マネジメント（MM:Mobility Management）とは、渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取組です。具体的には、コミュニケーション施策を中心として、様々な運用施策、システムの導入や改善、それらを実施する組織の改変や新たな組織の創出などを実施しつつ、持続的に展開していく一連の取組です。

学校・地域住民対象のモビリティ・マネジメント（バスの乗り方教室・出前講座）

バスの乗り方、降り方や運賃の払い方など安全・快適なバスを利用する際の基本的な手順を、日頃バスに接する機会の少ない子供達に学んでもらうことにより、バスについての理解を広げるとともに、高齢者に向けても、公共交通ガイドブック等を用いてバスの利便性を周知することで、バスの利用促進を図ることを目的とした取組。

企業対象のモビリティ・マネジメント

エコ通勤優良事業所認証制度の説明会を実施し、企業による自主的かつ積極的なエコ通勤の取り組みを促すとともに、バスの利用促進を図ることを目的とした取組。

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に必要な協議を行うほか、地域公共交通総合連携計画（「以下「連携計画」という。）の変更及び実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) <u>形成計画の作成及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>形成計画の実施に必要な協議に関すること。</u></p> <p>(3) <u>連携計画の変更及び実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(5) <u>生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項</u></p> <p>第5条～第20条 略</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成27年6月16日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画（「以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) <u>連携計画の作成及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項</u></p> <p>第5条～第20条 略</p>